

令和6年度第6回神奈川県環境影響評価審査会議事録

- 1 日 時 令和7年3月24日（月曜日） 17時から18時03分
- 2 場 所 神奈川県庁西庁舎7階 701会議室及びWeb会議
- 3 出席委員 一ノ瀬友博【会長】、大澤啓志、奥真美、海津ゆりえ、金子弥生、熊崎美枝子、小林剛【副会長】、坂田ゆず、鈴木洋平、袖野玲子、高橋章浩、丹羽由佳理、速水洋、山崎徹
- 4 傍聴人 0人（一般傍聴人の定員10人）

5 議 題

（1）対象事業の審査

（仮称）横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書について

（2）その他

6 審議概要

（1）対象事業の審査

（仮称）横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書について

（一ノ瀬会長）

それでは、「（仮称）横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書」の審議を行いたいと思います。

まず、事務局から検討事項等を整理した審議資料を説明してください。なお、実施計画書について、意見が県に送付されているということですので、こちらも併せて報告をしてください。

その後、事業者の方に入室いただき、前回審査会の検討事項などについて、補足を用いて説明をしていただきます。それでは、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

資料1-1「（仮称）横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書に係る審議資料」により説明。

（一ノ瀬会長）

ただいま説明のありました内容について、これでよろしいでしょうか。

（委員）

異議なし

（一ノ瀬会長）

それでは、続いて、事務局から、意見の概要等について、報告をしてください。

（事務局）

資料1-2「（仮称）横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書について

の意見の概要等」により報告。

(一ノ瀬会長)

次に、前回審査会で委員から出た質問について、事業者から説明をしていただきます。それでは、会場内に事業者を御案内ください。

～事業者入室～

(事務局)

事業者を紹介。

(事業者)

資料1-3「(仮称)横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書に係る補足資料」により説明。

(一ノ瀬会長)

ありがとうございました。それでは、質疑に入る前に、事務局は欠席委員から何か御質問、御意見等を預かっているでしょうか。

(事務局)

今回、欠席の委員からお預かりしている御意見はありません。

(一ノ瀬会長)

わかりました。それでは、続きまして、委員の皆様から、ただいまいただいた説明を含め、御意見、御質問をいただきたいと思います。御意見、追加の御質問等を特に分けませんので、何かございましたらお願いします。いかがでしょうか。

山崎委員、お願いします。

(山崎委員)

資料1-3の12ページについて、教えていただきたいと思います。

また、資料1-2の意見の概要等のところでは4ページに記載のように、三つの騒音に関する御指摘がございました。

この資料1-2の方の住民の御意見のところを見ますと、「本学周辺を追加して欲しい」という記載があります。その本学がどこかというのは、私は把握できないのですけれども、そこへの対応をどうされるのかということをお聞きしたいということと、質問に対して回答いただいた資料1-3の12ページにつきましては、予測評価を想定しないということが書かれておりますが、単純に言うとう頭が増えたということで、2倍の騒音がそのふ頭から発せられるだろうと。その時に、道路交通騒音など施設外からの騒音が多いといっても、それが2倍になったとしても下回るという根拠などが必要ではないかと考えております。ということで、住民からの御意見に対する対応についてと、今、この予測評価はしませんというけれども、そこの2倍になる音でも、都市施設以外の騒音が多いということをどう担保されるのかを教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(一ノ瀬会長)

事業者の方、お願いします。

(事業者)

交通の問題だとか、そういったことで学校の関係者の方から、御指摘をいただいたのですけれども、このことに関しては、資料1-3の11ページを見ていただきたいのですが、TD1とTD2とい

うのがあって、交通量の調査地点を追加しています。T D 2の交通量などを把握することで、そちらに向かう車の量だとか、そういったものも想定できるとは考えていますので、この辺りで対応したいと考えております。

(山崎委員)

はい、承知しました。

(事業者)

もう一つの資料1-3の12ページの既存ふ頭との関係なのですが、現在すぐ隣に、新しいふ頭で考えている利用形態と同様の運用をしているふ頭があります。そのふ頭の部分の調査項目が、13ページの表の5番のところで、ふ頭の境界の部分で測ったところ、今の環境基準値を超えてないということがありました。ここ自体交通量も結構あるところで、すぐ隣のつい最近の調査の結果から、交通量の方が影響が大きくて、船の影響はそれほどないというような結果を得ていましたので、今回も同様に、そこのふ頭から出る影響というのは、あまりないのではないかと、想定しております。

でも、今の委員の御指摘のように、二つになったら2倍になるのではないかとということも考慮しなければいけないということなので、この2地点自体、少し離れたところにあるので、影響はないと想定していたのですが、御指摘されたように2倍になるということも想定しなければいけないと考えますので、予測評価書案の中で検討していきたいと思います。

(山崎委員)

ありがとうございます。例えば、2倍で単純に考えると3デシベルになるのかな、というふうになると、例えば、今の御説明いただいた表の一番上を見ると、等価騒音レベルが53なので、3デシベル足して56ということで、環境基準値を優に下回っている、なんていう根拠を記載されるのがいいのかなと、評価をするまでもなく、多めに2倍と見積もってやった場合にこうだというような何か根拠を示されると、いろいろな問題が起きないのかなと思いました。

(事業者)

ありがとうございます。

(一ノ瀬会長)

そうしましたら、袖野委員、お願いします。

(袖野委員)

追加の質問ですけど、よろしいでしょうか。

廃棄物のところですが、今回いただいた調査案ですと、工事中を護岸工事と埋立工事の段階と、工事用車両の走行という形で3段階お示しいただいているのですが、工事の計画自体は、護岸工事を行って、浚渫して、埋め立てして、インフラ整備ということになっていて、この浚渫工事の部分とインフラ整備の部分は、今回の環境影響評価の項目選定においては、どちらに入っているのか。護岸工事なのか埋立工事なのか、どちらで見ておられるのかなというのを確認したいと思います。

インフラ整備ですと、道路の整備などということになりますと、廃棄物が出るのではないかなという気もいたしますし、浚渫工事も土を掘るだけなのか、どこまでの範囲を想定されているのか不明ですので、もう少しクリアにしていいただければと思います。お願いいたします。

(一ノ瀬会長)

事業者の方、お願いします。

(事業者)

廃棄物に関してのことですけれども、インフラ工事をする際にも若干の廃棄物、余った材料だとかが出る可能性もありますので、その部分を工事中の埋立工事の中で、廃棄物、発生土等の項目を追加したいと思います。

浚渫土については、事前に浚渫を行う際に、海防法（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律）に従って検査を行って、今は廃棄物として処理しないで埋立土として使用することを想定していますので、浚渫土については、現在廃棄物にしようという想定はありません。

(袖野委員)

ありがとうございます。浚渫工事においては、浚渫土はすべてまた使うということで廃棄物は発生しないということだと思えるのですが、その浚渫工事にあたって、使用する建材とかそういったものはないという理解でよろしいでしょうか。

(事業者)

浚渫工事は、海の中をバケットで土を掘るものなので、トンネルを掘るときのような特殊な混ぜ物をしたりということはありません。

(袖野委員)

足場を組んだりとか、そういったことはないということなのですね。

(事業者)

足場也没有ありません。船の上から大きいバケットと言われるもので、海の中の土を掘り上げるという作業です。

(袖野委員)

わかりました。そうしましたら、埋立工事の中にインフラ整備の方も入るということで記載の方よろしく願いいたします。

(事業者)

わかりました。ありがとうございます。

(一ノ瀬会長)

そうしましたら、大澤委員、お願いします。

(大澤委員)

いただいた資料1-3の「15-4 藻場の調査地点について」です。丁寧にやっていただくことについては、ありがとうございます。前回は指摘したのですが、現況を丁寧に把握していただくのはもちろんなのですが、予測についても、藻場の成立の可能性のある場所が失われるかどうかはよく確認して、必要に応じて保全対策をしてくださいということも、ここにそれが書いてなかったので、現況に対しては分かりましたが、そこは是非お願いします。

それから、もう1点追加になってしまうのですが、レクリエーションになるのかな。今日別件で横須賀市役所に行っていて、ついでに現地も見えてきて、そうすると現在ある公園から真正面に猿島が見えるのですね。ちょうどいい距離です。それが新しい計画だと、斜め45度までいかないのですが、ちょっと正面からずれた形で猿島が見える形になってですね。心理的にこの

シンボルのものが何か隅っこにいつてしまうということで、いいのかなと気になったところです。可能ならば何か、どう対応するのかわからないですけど、意見として述べておきます。

(一ノ瀬会長)

事業者の方、お願いします。

(事業者)

今御指摘いただいたように、今回作る緑地の部分について、資料1-3の1ページ目の絵を見ていただくと、緑地という部分で、少し猿島側に向けた部分もあります。そういった部分の海に面しているところに、景観などにも配慮したような施設を作ればなどは思っています。あとは、これから緑地の整備については、いろいろな市民の意見を聞いて決めていくことになるのですけれども、少し高さを上げたり、避難したりするような、高台みたいなものを作ったりと、そういったことも検討していきたいとは思っています。緑地、公園の整備については、地元の意見とか、そういった方たちの話を聞きながら、今後進めていきたいと考えております。

(大澤委員)

わかりました。ありがとうございます。お願いいたします。

(一ノ瀬会長)

そうしましたら、海津委員、お願いします。

(海津委員)

レクリエーション資源のところですけども、前回、御質問させていただいたところに対して、丁寧に調査をしていただけるということで、どうぞよろしくお願いします。

資料1-2の意見書の方の意見ですね、ちょっと拝見していても、やはりこの緑地のところの改変については、市民の方いろいろと心情的にも、なるべく影響が無いようにということとか、レクリエーションでこれまでの観光の利用にも、(これからの)横須賀市の観光利用にも関係すると思うのですけれども、なるべく、損ねないようにということの願いが書かれているので、その辺りを丁寧に調べていただければなということを改めてお願いさせていただきます。

それですね、意見書の中の6ページに、釣りのことについて特出しで書かれているので、この部分を何か、この調査の中で御対応いただくことができるのか、その辺り、少し伺えればと思いますけれども、いかがでしょうか。

(一ノ瀬会長)

事業者の方、いかがでしょうか。

(事業者)

釣りに関しては、横須賀市としても、観光資源の一つというふうに考えております。水域のこの部分で、漁業とかもされている方もいらっしゃいますので、その方たちの意見も聞きながら、進めていくことになると思います。釣りについては、このレクリエーション施設の調査をするにあたって、現在も、指定管理者、ここの公園を管理している者が、釣りに来ている人の人数だとかを把握していますので、そういったものも含めながら、釣りの施設については考えていきたいと思えます。ただ、釣りをやられる方もいるし、やられない方もいるし、後ろに、子供が通ったり自転車で走ったりするので、危ないという話もありますので、それについては慎重に、利用者の方たち、市民とか近隣だけではなくて少し広い意味での市民の方にいろいろな意見を聞いて、方向性を決めて

いきたいと思っております。

(海津委員)

わかりました。よろしくお願いいたします。

(一ノ瀬会長)

そうしましたら、奥委員、お願いします。

(奥委員)

資料1-3の1ページで、前回私から、アセスの対象を明確化していただきたいという趣旨で、させていただいた質問に対しての御回答をいただいております。前回も御説明いただいたとおりかと思いますが、民間に売却される予定となっている港湾関連用地以外の区域のみを対象にアセスをされると。売却地について何が建てられるか、今の時点ではわからないので対象とできないということで、それは理解したところです。こちらの回答の一番最後の文章の意味するところを確認させてください。

売却後に上物事業が定まった段階で必要に応じて、もし建物等が、例えば高層建築物であればアセスの対象になるということもあるかもしれませんが、いずれにしてもアセスの対象になるようなものが造られるということになった場合には、アセスを行うということを想定しているということなのですが。これは横須賀市としてアセスをやるということを想定されているという趣旨ですか。民間事業者売却されて民間事業者が事業を行うのであれば、事業主体は民間になるので、アセス実施主体も別になると思いますけれども。

ここでおっしゃっているのは、今進めているこのアセスの手続きの過程において、上物として何が造られるのかということがある程度明らかになってきたならば、今回のこのアセスの手続きの中で評価も可能な限りやっていくという趣旨なのか。この最後の文章の意味するところがあいまいなので、確認させてください。

(事業者)

この部分については民間事業者の方で、アセスを行うというふうに考えております。

(奥委員)

そういうことであればそうなるので、その趣旨がちゃんと伝わるような、正確な文章表現をお願いしたいと思います。

(事業者)

わかりました。そのような対応をしたいと思います。

(奥委員)

ありがとうございます。

(一ノ瀬会長)

それでは、小林副会長、お願いします。

(小林副会長)

資料1-3の6ページの2-1のところについてコメントさせていただきます。御検討ありがとうございます。浚渫箇所についても底質の調査をされるということで、もう1箇所増えて多少情報は充実したかと思うのですが、おそらく底質の調査となるとかなり大きく値はばらつくのではないかと感じておまして、多分前後の変化を判断するというのはちょっと難しいかとの印象は持っ

ています。ただ、一方で実際の水底の土砂の状況の変化という意味では、たくさん採ってもおそらくばらつきもしますので、ある程度割り切るしかないかとその部分については思っております。

ただ、一方で回答の3行目のところで、浚渫工事の際は適切な分析頻度を設定した上で水底土砂判定基準項目の分析を実施するということなのではございますけれども、資料1-1の3-1の質問項目、これは次回以降の御回答になるのかと思うのですが、埋立て後の土地について今後どうされるのかというのを環境部局と御相談くださいというふうにお願いをしました。水底土砂の判定基準ということだと、土壤汚染対策法の基準と比べて数字が10倍くらい違いますので、水底土砂判定基準項目での分析というのにちょっと不安がございます。例えばホウ素ですとか測定項目で抜けているものもありますので、あと数値も違いますので、やはりその後の土地利用を考える上では、土壤汚染対策法の基準項目を考慮して分析をするというふうなことを書かれた方がいいかなというのが一つです。あともう一つが、資料1-2の意見書の中で市民の方からもコメントがあったのですが、下の方は浚渫土砂で埋立てをして、その後、説明会では千葉県などから埋立ての表層部分の土砂を運ぶというような御説明があったみたいなのではございますけれども、是非ここについては安全性をよく確認をして、特に、いろいろなところでよそから持ち込んだ土砂で基準超過をしていたということがございますので。あと、PFASのことも気にされているようなコメントもいただいておりますけれども、今の基準項目以外にもきちんと地歴調査を確認して、現在のPFASのような基準の対象項目以外の物質も含めて、大丈夫そうな土砂を使って埋立てをしていただきたいというふうに思っております。

(一ノ瀬会長)

事業者の方、お願いします。

(事業者)

今、浚渫土砂については、海防法（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律）の中で調べようということで進めています。ただ、土対法（土壤汚染対策法）の中で網羅されている部分が抜けている部分もあるということなので、ちょっとその海防法の浚渫土砂の調査項目について少し項目を追加するなり、土対法の中で見られている項目についても少しプラスするような方向で考えていきたいというふうには思っています。埋立てする土砂についてなのではございますけれども、千葉県の方からということで、市民からの意見では出ていたのですが、これは（説明会でやった）説明の中で千葉と限定しているわけではなくて、東京湾の中の土を少し集めてくるとお話ししています。そちらの方は、受け入れる時点で土対法の項目をクリアしたものを受入れますので、土対法に準じた土砂で埋立てを行うという方向で進めています。

(小林副会長)

ありがとうございます。基準の項目というのものなのではございますけれども、基準値自体が水底土砂の判定基準に準じた埋立てですと、土対法の数値を超えてしまいますので、そこは御確認いただいた上で環境部局とも御相談の上で、その後の管理をどうするのかも含めて、御検討いただきたいという、これは資料1-1の3-1の方のお願い事項なのではございますけれども。あと、よそから持ってくる土については、先ほどの趣旨としては基準項目だけでなく、是非地歴とかも確認をしていただいて、特に今、市民の方が気にされているPFASのような、現在基準項目になっていないような物質で汚染のおそれがないかということぐらいは確認をいただいて、地歴だけでも確認をいただいて、持ち込んでいた

だきたいというお願いになります。よろしくお願いします。

(事業者)

そのことについてお答えいたします。項目とか数値も含めて環境部局の方とも今後しっかり調整をして、相談をして進めていきたいとは思っています。

(小林副会長)

お願いします。

(一ノ瀬会長)

他にはいかがでしょうか。前回、御質問、御指摘をいただいていたものは、もう皆様、確認をされましたかね。あと、追加等の質問もいかがでしょうか。特によろしいですか。

そうしましたら、本日、コメント、質問いただいたものとしては、小林副会長から御質問をいただいたものは、少なくともまた次回、御説明をいただかないといけないということですね。

(小林副会長)

そうですね。資料1-1の3-1と合わせての御回答でいいかと思っております。

(一ノ瀬会長)

わかりました。そうしましたら、今日の段階では、他はございませんか。大丈夫そうですかね。

そうしましたら、他の委員から、特段追加がないようですので、質疑についてはここまでとしたいと思います。

次回については、ただいまいただいた質問、コメントを含め、事業者の方から、また補足説明をいただければと思います。こちらについては次回、審議をしたいと思います。

そうしましたら、予定の時間よりも早いですが、本日の審議についてはここまでとさせていただきます。事業者の方お疲れ様でした。事務局が御案内しますので、御退出ください。

～事業者退出～

(一ノ瀬会長)

本日の議題はこの1件のみということになりますけれども、他に委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいですか。それでは、特にないようですので、本日の審査会は以上で閉会としたいと思います。

以上